

人事行政の運営等の状況について

町の人事行政の運営における公平性と透明性を高めるため、「坂祝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営状況について公表します。

1.職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用・退職の状況 (H 29 .4.2 ~ H 30 .4.1) (単位:人)

職 種	H 29 .4.1現在	退職者数	採用者数	H 30 .4.1現在
一般事務職	80	3	1	78
技能労務職	1	0	0	1

※退職者・採用者には、県教育委員会の割愛人事による者を含みます。

(2)事由別退職者数 (平成 29 年度) (単位:人)

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向・割愛	計
1	0	1	0	0	0	0	1	3

(3)採用試験の実施状況 (平成 29 年度) (単位:人)

職 種	受験者数	合格者数	競争率(倍)
一般行政職	2	1	2.00

(4)部門別職員数 (単位:人)

区 分 部 門			職 員 数					対 前 年 増 減 数
			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	1	1	0
		総 務	15	16	17	18	16	▲ 2
		税 務	7	8	7	6	6	0
		農林水産	3	3	4	3	3	0
		商 工	1	1	1	1	1	0
		土 木	6	6	6	7	6	▲ 1
		民 生	10	12	16	16	15	▲ 1
		衛 生	5	5	5	6	6	0
		計	48	52	57	58	54	▲ 4
	教育部門		14	13	12	14	14	0
	小 計		62	65	69	72	68	▲ 4
公営企業等 会計部門	水 道		2	2	2	2	2	0
	下 水		2	2	3	2	3	1
	その他(国保・介護)		6	6	5	5	6	1
	小 計		10	10	10	9	11	2
合 計			72	75	79	81	79	▲ 2

※坂祝町職員定数条例による定数は81人です。

2.職員の給与等の状況

(1)人件費の状況(一般会計決算)

区 分	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
29 年度	3,179,690 千円	683,805 千円	21.50 %

※人件費(B)には、一般職の給料や職員手当、共済費のほか、特別職(議員・委員含む。)給料、報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況(一般会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29 年度	72 人	232,173 千円	29,511 千円	92,912 千円	354,596 千円	4,925 千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、平成 29 年4月1日現在の人数です。(特別職・企業会計職員・特別会計職員を除く。)

(3)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成 30 年度	39.5 歳	295,700 円	308,734 円
平成 29 年度	38.8 歳	290,600 円	303,152 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成 30 年度	54.4 歳	226,200 円	226,200 円
平成 29 年度	53.4 歳	223,400 円	223,400 円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、時間外手当等の諸手当を合計した額です。

(4)職員の初任給の状況（平成 30 年4月1日現在）

区 分	一般行政職	技能労務職
大学卒	179,200 円	
高校卒	147,100 円	144,500 円
中学卒		136,500 円

(5)一般行政職の級別職員数（平成 30 年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	主任主査 主査	課長補佐 係長	技官 主幹	課長	参事 上級課長	
職員数(人)	11	10	15	12	2	8	2	60
構成比(%)	18.23	16.67	25.00	20.00	3.33	13.23	3.33	100

(6)職員手当の状況（平成 29 年度）

手当名	支給額等	支給職員数	平均支給月額												
時間外勤務手当	勤務日 下記以外.....時間単価×1.25 午後10時～午前5時時間単価×1.50 休 日 下記以外.....時間単価×1.35 午後10時～午前5時時間単価×1.60	57 人	20,900 円												
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16～22歳の扶養親族加算…5,000円	29 人	24,793 円												
通勤手当	通勤距離が片道5km以上の職員に通勤距離に応じて支給 限度額55,000円	61 人	4,000 円												
管理職手当	参事.....47,000円 上級課長.....40,000円 課長.....33,000円 技官及び主幹.....20,000円	13 人	41,100 円												
宿日直手当	1回.....4,200円	39 人	－												
期末手当 勤勉手当	<table><tr><td>標準例</td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6月期</td><td>1.225 月分</td><td>0.85 月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.375 月分</td><td>0.95 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.6 月分</td><td>1.8 月分</td></tr></table> ※職務の級等により3～15%の加算措置あり	標準例	期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 月分	0.85 月分	12月期	1.375 月分	0.95 月分	計	2.6 月分	1.8 月分	81 人	(年額) 1,310,000 円
標準例	期末手当	勤勉手当													
6月期	1.225 月分	0.85 月分													
12月期	1.375 月分	0.95 月分													
計	2.6 月分	1.8 月分													

(7)退職手当の支給率（平成 30 年3月31日現在）

区 分	自己都合退職	定年退職
勤続20年	19.660 月分	24.580 月分
勤続25年	28.030 月分	33.270 月分
勤続35年	39.750 月分	47.70 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	

※岐阜県市町村職員退職手当組合の規定によるものです。

(8)特別職の報酬等の状況（平成 30 年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当	(平成 29 年度)
給 料	町 長	675,000 円	6月期	2.075 月分
	副町長	590,000 円	12月期	2.325 月分
	教育長	532,000 円	計	4.4 月分
報 酬	議 長	280,000 円	6月期	2.075 月分
	副議長	210,000 円	12月期	2.325 月分
	議 員	190,000 円	計	4.4 月分

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間（平成 30 年4月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分	38時間45分

(2)年次有給休暇の状況（H 29 .1.1 ～ H 29 .12.1）

休暇の概要	平均付与日数	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越し可能(最大40日)	37.8 日	10.8 日

(3)その他の休暇制度と取得状況（平成 29 年度）

①病気休暇

休暇の概要	休暇日数等	取得実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間	1 件

②特別休暇

休暇の概要	休暇日数等	取得実績
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間	0 件
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間	0 件
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間	0 件
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	1年につき5日	0 件
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間	2 件
産前休暇	出産予定日までの6週間	2 件
産後休暇	出産の日の翌日から8週間	2 件
生後1年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1日2回 各30分以内	0 件
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内の期間	0 件

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間	0 件
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2日	1 件
妻の産前6週間・産後8週間の期間中に出産に係る子または上の子(小学校就学前)の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	妻の産前産後期間中において5日	0 件
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	1年につき5日 ※小学校就学前の子に限る	0 件
要介護者の介護を行うための休暇	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合10日)	0 件
忌引きの休暇	続柄及び死亡時の生計関係により、1～7日以内の連続する日数の範囲内	11 件
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1日	0 件
夏季休暇	7～9月の期間内に3日	平均 2.9 日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日の範囲内の期間	0 件
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間	0 件
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間	0 件

③介護休暇

休暇の概要	休暇日数等	取得実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	連続する6月の範囲内	0 件

(4)旅費制度の状況

区 分	日 当	宿 泊 料	食 卓 料
町長等	2,600円	11,800円～13,000円	2,600円
6級以下4級以上の職務にある者	2,200円	9,800円～10,900円	2,200円
3級以下の職務にある者	1,700円	7,800円～8,700円	1,700円

※食卓料は、水路・航空旅行の場合のみ支給。

4.職員の休業の状況（平成 29 年度）（単位:人）

区 分	平成 29 年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男 性	1	0	0	0	0
女 性	2	2	2	5	4
計	3	2	2	5	4

5.職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分（平成 29 年度）（単位:人）

降 任	免 職	休 職	降 給
0	0	0	0

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に行う処分です。

(2)懲戒処分（平成 29 年度）（単位:人）

戒 告	減 給	停 職	免 職
0	0	0	0

※懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分です。

6.職員のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況		(平成 29 年度)	(単位:件)
区 分		申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合		0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合		0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合		0	0
計		0	0

7.職員の研修及び勤務成績の評価の状況

(1)職員研修の実施状況			(平成 29 年度)
区 分	受講者数	主な研修内容等	
専 門 研 修	87 人	市町村職員研修センター、市町村アカデミー 自治大学、日本経営協会	
庁内企画研修	117 人	人事評価制度研修、空家問題研修	
資格取得研修	16 人	第3級陸上特殊無線技士講習会	

(2)勤務成績の評価の状況		(平成 29 年度)
評 価 の 回 数	年1回	
評 価 の 時 期	平成 29 年10月	
評 価 の 対 象 職 員	全職員	
評 価 の 方 法	直属の上司による5段階評価	

8.職員の福利及び利益の保護の状況

(1)職員の定期健康診断の状況				(平成 29 年度)
区 分	対 象 者	受診者数	一人あたりの町負担額	
人 間 ド ッ ク	30 歳 以 上 職 員	63 人	(上限) 20,000 円	
年 代 別 健 康 診 断	29 歳 以 下 職 員	18 人	6,700 円	

(2)公務災害の発生状況		(平成 29 年度)	(単位:件)
区 分		災害件数	
公務災害	職務遂行中の負傷	1	
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0	
	出張中の負傷	0	
	レクリエーション参加中の負傷	0	
	その他の行為中の負傷	0	
通勤災害		0	

(3)措置要求及び不服申立ての状況			(平成 29 年度)		(単位:件)
区 分		前年度 未処理件数	要求及び 申立て件数	処理件数	今年度 未処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0